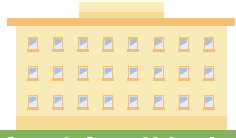


おしえて!

けんぜい Q & A



宿泊税編

Q

観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか？

A

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

Q

違法民泊にも課税されるのですか？

A

すべての宿泊施設が対象であるため、いわゆる違法民泊についても課税の対象となります。

Q

北九州市内、福岡市内の税率は、なぜ 100 円ではなく特例が設けられているのですか？

A

県と北九州市、福岡市は、各市域内での宿泊税に係る観光行政の役割分担を以下のとおり行うため、課税額を「県50円、北九州市150円」、「県50円、福岡市150円(450円)」とする特例を設けています。

- ・ 県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、北九州市内、福岡市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施します。
- ・ 北九州市は、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。
- ・ 福岡市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICEの推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。

県税の電子申告・申請・届出・納付サービス



エ ル タ ッ ク ス

eLTAX

をご利用ください！

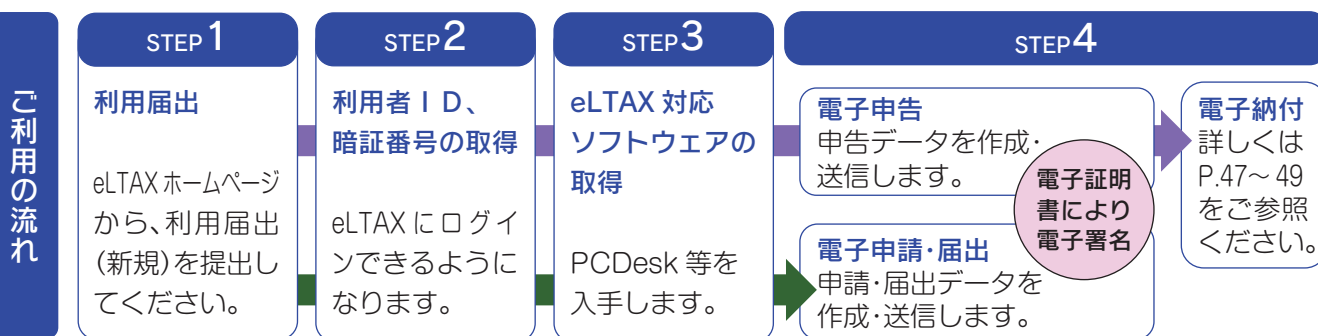
地方税ポータルシステム

福岡県では、インターネットによる県税の電子申告・申請・届出・納付の受付を行っております。

税目	電子申告	電子申請・届出	電子納付	
			eLTAX	地方税お支払 サイト(注)
法人の県民税、事業税 及び特別法人事業税 (地方法人特別税)	◆予定申告 ◆中間申告 ◆確定申告 ◆修正申告 ◆均等割申告など ※大法人の電子申告義務化について 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社について、eLTAXによる電子申告が義務化されました。	◆法人設立(設置)届 ◆異動届 ◆申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ◆更正請求書 ◆分割基準の修正に関する届出書 ◆災害等に係る申告書の提出期限の延長の申請書 ③納税管理人申告 など	○	○ ※県税事務所発行分に 限ります。
県民税利子割	◆納入申告	①②	○	
県民税配当割	◆納入申告	①②	○	
県民税株式等譲渡所得割	◆納入申告	①②	○	
ゴルフ場利用税	○納入申告	○特別徴収義務者登録申請書など、①②③④	○	○
宿泊税	○納入申告	○特別徴収義務者登録申請書など、①②③④	○	○
県たばこ税	○納付申告	○営業の開廃等の申告書 など、①②	○	○
軽油引取税	○納入(納付)申告	○特別徴収義務者登録申請書など、①②	○	○
産業廃棄物税	○納入(納付)申告	○特別徴収義務者登録申請書など、①②③	○	○
自動車税	—	②③など		○
個人事業税	—	②③		○
不動産取得税	—	○減額・課税標準の特例適用申告など、②③		○
鉦区税	—	②③		○

(注)令和8年9月24日から「eLお支払サイト」に名称が変更されます。

※◆は PCdesk(DL版)又は eLTAX 対応会計ソフトを利用、○・①～④は PCdesk Next を利用。
 ※①更正請求
 ②申告書の提出期限の延長の承認申請
 ③納税管理人申告
 ④課税免除の届出



お問い合わせ

●地方税共同機構

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

(令和8年9月24日からURLが<https://www.lta.go.jp>に変更になります。)

「よくあるご質問」をご覧ください。

<https://eltax.custhelp.com>

(令和8年9月24日からURLが<https://eltax5.custhelp.com>に変更になります。)

●福岡県 各県税事務所

電話番号等につきましては

P.57～60をご参照ください。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) について

所得税や法人税等の国税についても、インターネットで申告や納税など様々な手続きができます。

詳しくは、P.61をご覧ください。

県税の納付方法

県税は「インターネット」「口座振替」「窓口」の3つの方法で納めることができます。

インターネットでの納付

「eLTAX」や「地方税お支払サイト」を利用して、パソコンやスマートフォンから納付できます。

※領収書は発行しておりません。

● eL-QR の印字された納付書で納付する場合(地方税お支払サイト)

(納付書の例)

* QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

① 地方税お支払サイト(※1)

お手持ちのパソコンやスマートフォンから「地方税お支払サイト」にアクセスし、サイト内から eL-QR を読み込むことで、ログインなし(口座振替を除く)で下記【利用可能な支払方法】の納付が可能となります。

【利用可能な支払方法】

支払方法	上限金額	手数料	注意事項等
クレジットカード	1,000万円未満/1回の(まとめ)納付(※3)	あり	納付金額に応じシステム利用料が発生します。24時間納付いただけます。ただし、まとめ納付は eLTAX サービス利用可能時間内に限ります(※4)
インターネットバンキング	1,000億円未満/1回の(まとめ)納付(※3)	事業者等による	eLTAX サービス利用可能時間内(※4)でのご利用となります。一部の金融機関において手数料が発生する場合があります。
口座振替(ダイレクト方式)(※2)		なし	eLTAX サービス利用可能時間内(※4)でのご利用となります。
ペイジー番号発行(※5)		事業者等による	eLTAX サービス利用可能時間内(※4)でのご利用となります。一部の金融機関において手数料が発生する場合があります。

(※1) 令和8年9月24日から「eLお支払サイト」に名称が変更されます。

(※2) 事前に eLTAX の利用者登録、及び利用する口座情報を eLTAX または地方税お支払サイトへ登録しておく必要があります。金融機関での口座情報審査等に一定期間を要します。

(※3) 複数件の納付を一度に行える機能(まとめ納付)の場合の、手続き1回あたりの上限額です。

(※4) eLTAX サービス利用可能時間については、eLTAX ホームページ(P.46)をご参照ください。

(※5) 地方税お支払サイトで発行したペイジー番号を利用して、金融機関の ATM やインターネットバンキング等で納付する方式です。

② 各種スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリで QR コード読取カメラを起動し、納付書に記載された eL-QR を読み取ることで、各種決済アプリでの納付が可能となります。対応するスマートフォン決済アプリは、「地方税お支払サイト」と検索の上、「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください。

口座振替での納付

対象税目（令和8年4月1日現在）
自動車税、個人事業税の定期賦課分

届出いただいた金融機関の預金口座から、納期限当日に自動的に振り替える制度です。

口座振替をご利用の際には、口座振替申込書に必要事項を記入し、取扱金融機関へお申し出ください。

自動車税	・ 口座振替申込書は、パソコン・スマートフォンから「ふくおか電子申請サービス」を通じてお取り寄せいただけるほか、県税事務所や金融機関にて配布しております。 ・ 令和9年5月末からの口座振替を希望される場合は、令和9年2月末日までにご提出ください。 ※ 領収書は発行していません。
個人事業税	・ 口座振替申込書は、県税事務所にて配布しております。 ・ 口座振替のお取り扱い開始は通常、お申込みいただいた翌月（場合によっては翌々月）になります。 ※ 振替確認後、領収書を発行します

窓口での納付

●コンビニエンスストアで納付する場合

対象税目（令和8年4月1日現在）
自動車税

納付書1枚当たりの金額が30万円以下で、コンビニ収納用バーコードが印字されたものに限り、以下のコンビニエンスストアで納付することができます。※納付は原則現金のみ

セブンイレブン	ローソン
ファミリーマート	ミニストップ
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ポプラ	生活彩家
くらしハウス	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ
MMK設置店	

●金融機関で納付する場合

区分	取り扱う場所
銀行	福岡・西日本シティ・三井住友・三菱 UFJ・SBI 新生・筑邦・大分・佐賀・十八親和・肥後・鹿児島・宮崎 北九州・百十四・伊予・福岡中央・熊本・豊和・宮崎太陽・南日本・もみじ・みずほ（各銀行の国内の店舗）・ 西京（山口県内の店舗）
労働金庫	九州労働金庫の本・支店
信用金庫	福岡・飯塚・筑後・福岡ひびき・大牟田柳川・田川・大川・遠賀の各信用金庫
信用組合	福岡県・朝銀西（各信用組合の国内の店舗）・横浜幸銀の各信用組合（福岡県内の店舗）
農業関係	福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内の各農業協同組合
郵便局	九州（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局
その他	全国の地方税統一 QR コード（eL-QR）対応の金融機関の店舗（※2）

（※1）金融機関の名称は、統廃合等により変更になる場合がありますのでご了承ください。

（※2）地方税統一 QR コード（eL-QR）が印字された納付書のみご利用いただけます。

対応金融機関については、「共通納税対応金融機関」と検索の上、「地方税ポータルシステム」よりご確認ください。

共通納税対応金融機関

検索

●県税事務所で納付する場合（県税相談窓口を除く）

県内12か所の県税事務所においても納付いただけます。詳しくは P.57 ～ P.60をご覧ください。

<納税貯蓄組合のすすめ>

納税貯蓄組合は、税金を納めやすくするため、同じ地域の人たちや同じ仕事の人たちが集まってつくる組合です。

皆さんが日頃から計画的に納税のための預金を行い、定められた納期までに確実に納めることができるように、納税貯蓄組合への加入をおすすめします。

なお、納税貯蓄組合に加入されている方には、次のような利点があります。

- ・納税貯蓄組合預金の利子については、所得税、県民税利子割が課税されません。
- ・組合の業務に関する書類などには、印紙税が課税されません

税金の納付はキャッシュレスで もっとラクにスマートに！

福岡県はキャッシュレス納付推進宣言を実施しています。

課税免除

●過疎地域および離島振興対策実施地域に係る課税免除

過疎地域（※1）および離島振興対策実施地域の指定区域（※2）において対象事業の用に供する一定の対象設備の新設などを行ったときは、次のいずれにも該当するものに限り、一定期間にかかる個人・法人の事業税と工場等の建物およびその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税（※3）を免除する特例があります。

- （※1）特定市町村（大牟田市）を含みます。
- （※2）令和8年4月1日現在、福岡県内における離島振興対策実施地域の指定区域は次のとおりです。
馬島・藍島（北九州市）、地島・大島（宗像市）、相島（新宮町）、玄界島・小呂島（福岡市）、姫島（糸島市）
- （※3）不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

区 分		過疎地域に係る課税免除	離島振興対策実施地域に係る課税免除
適用される人		青色申告書を提出する個人または法人	
対象区域		過疎地域の市町村が策定する市町村計画に記載された産業振興促進区域	県が定める離島振興計画に記載された産業振興促進区域
対象事業（※4）		製造業、情報サービス業等（※5）、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）のうち、市町村計画に定められた業種	製造業、情報サービス業等（※5）、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）のうち、離島振興計画に定められた業種
対象設備の取得期間		過疎地域の公示の日から令和9年3月31日まで	離島振興対策実施地域指定の公示の日から令和9年3月31日まで
対象設備の取得価額（対象設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額）	製造業	500万円以上 （資本金又は出資金の額が5千万円超1億円以下の法人は1,000万円以上） （資本金又は出資金の額が1億円超の法人は2,000万円以上）	
	旅館業（下宿営業を除く）		
	情報サービス業等	500万円以上	
	農林水産物等販売業		

- （※4）個人の事業税については、対象区域において、畜産業・水産業・薪炭製造業（離島振興対策地域に係る課税免除のみ）の事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合も、課税免除の対象となる。
- （※5）情報サービス業等については、過疎地域に係る課税免除と離島振興対策事業実施地域における課税免除で一部対象が異なる。
- （※6）過疎地域に係る課税免除と離島振興対策実施地域に係る課税免除の対象区域が重複する場合、過疎地域に係る課税免除が適用される。

●グリーンアジア国際戦略総合特区に係る課税免除

総合特別区域法（以下「法」といいます。）に規定する国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区において、法に基づく法人税（国税）の課税の特例が適用される不動産を取得した場合に、不動産取得税を免除する特例があります。

【特例の内容】	法第26条第1項に規定する課税の特例の適用がある建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税を免除します。
---------	---

●地域経済牽引事業の促進区域に係る課税免除

地域未来投資促進法に規定する促進区域において、承認地域経済牽引事業の用に供する家屋で一定の要件を満たすものを取得した場合は、当該家屋及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税（※）を免除する特例があります。
（※）不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限りま。

不均一課税

●地方活力向上地域における不均一課税

県外から地方活力向上地域（※1）へ本社機能を移転する事業者及び地方活力向上地域において本社機能を拡充する事業者が、特定業務施設（※2）及び特定業務児童福祉施設（※3）の用に供する一定の対象設備を新設または増設したときは、次の要件①～③のいずれにも該当するものに限り、一定期間にかかる個人・法人の事業税と建物及びその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税（※4）について不均一課税をする特例があります。

- (※1)県が策定した「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」において、本社機能の誘致を特に進めるために指定した地域のことです。
- (※2)「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」、「商業事業部門の一部」、「情報サービス事業部門」、「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所、または研究所もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所のことをいいます。
- (※3)特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設のことをいいます。
- (※4)不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限りま。

●不均一課税の適用要件

- ①平成27年10月8日から令和10年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であること。
- ②認定を受けた日から同日の翌日以降3年(※)を経過する日までに、以下の用に供する減価償却資産を新設または増設し、事業の用に供すること。
- ・特定業務施設
 - ・当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設
- (※)令和4年3月31日以前に事業の用に供した場合は2年。
- ③上記②の減価償却資産の取得価格の合計額が3,800万円以上(租税特別措置法における中小企業者等にあつては1,900万円以上)であること。

●不均一課税の税率

事業税	①特定業務施設の用に供する減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度(年)	通常の税率×1/2
	②上記①の翌事業年度(年)	通常の税率×3/4
	③上記②の翌事業年度(年)	通常の税率×7/8
不動産取得税	建物 0.4% 土地 0.3%	

納税の猶予・税額の減免

県税は納期限内に納めなければなりません、困難な場合は、納税の猶予や減免の制度があります。

●納税の猶予

次の場合等で税金を一時に納めることができないときは、納税の猶予を申請して、1年以内の猶予を受けることができます。ただし、猶予税額が100万円を超える場合は担保の提供が必要です。

- ①本人の財産が災害により被害を受けたとき、又は盗難にあったとき
- ②本人若しくは本人の家族が病気にかかったとき、又は負傷したとき
- ③事業を廃止又は休止したとき並びに事業が著しい損失を受けたとき

●税額の減免(主なもの)

天災その他により著しく資力を喪失して納税が困難な場合など、申請により次の県税について減額又は免除されることがあります。

県税の種類	減免理由(主なもの)
個人の県民税	・各市町村の取扱いに準じて減免されます。
個人の事業税	・災害により事業用資産に被害を受けた場合 ・身体障がい者等で一定の要件を満たす場合
不動産取得税	・災害により家屋に被害を受けたため、それに代わる家屋を3年以内に取得した場合 ・取得した家屋を、取得後使用することなく災害により被害を受けた場合
自動車税	・災害により自動車に被害を受けた場合 ・一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用される場合

県税の申告と納期一覧表

税 目	申告期限	納 期	方 法
個 人 の 県 民 税	給与所得者については、給与支払者等が給与支払報告書を1月末日までに提出 ※年金受給者も同様です。	6月から5月まで毎月徴収して翌月10日 (年金は受給月)	給与支払者等による特別徴収
	給与以外の所得者は3月15日 ※所得税の確定申告をした人は不要です。	6月・8月・10月・1月の各月 (市町村により異なります)	普通徴収
県 民 税 配 当 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	1月10日	申告と同じ	申告納入
法 人 の 県 民 税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2 か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
個 人 の 事 業 税	3月15日 ※所得税の申告をした人や個人の県民税の申告をした人は不要です。	第1期分・・・8月 第2期分・・・11月 特別の場合はその都度	普通徴収
法 人 の 事 業 税	法人の県民税と同じ	申告と同じ	申告納付
地 方 消 費 税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日の翌日から2 か月以内(消費税と同期限で、消費税と合わせて、国に申告、納付)	申告と同じ	申告納付
不 動 産 取 得 税	取得した日から60日以内 ※登記の状況等により不要となる場合があります。	納税通知書に定められた日	普通徴収
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自 動 車 税	新規、変更又は移転等の登録のとき	5月	普通徴収
		新規登録はその都度	証紙徴収
鉦 区 税	鉦業権の設定、消滅や変更の登録の日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録は納税通知書に定められた日	
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日 輸入は、輸入の時まで(元売、特約業者を除く)	申告と同じ	申告納入(納付)
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	証紙徴収
産 業 廃 棄 物 税	1月1日～ 3月末日分を 4月末日 4月1日～ 6月末日分を 7月末日 7月1日～ 9月末日分を10月末日 10月1日～ 12月末日分を 1月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
宿 泊 税	毎月分を翌月末日 ※一定の要件を満たす場合で宿泊施設の経営者の申請があった場合 12月1日～ 2月末日分を 3月末日 3月1日～ 5月末日分を 6月末日 6月1日～ 8月末日分を 9月末日 9月1日～ 11月末日分を12月末日	申告と同じ	申告納入

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を預かり、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 申告納入・・・特別徴収義務者が納税者から売上代金等とともに税金を預かり、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する証紙を購入し、書類などに貼付することにより、税金を納めます。

県税の納税証明書

納税証明書には、一般用納税証明書と自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）があります。

各申請書は県税事務所の窓口を設置しているほか、福岡県のホームページでもダウンロードできます。

一般用納税証明書

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

●申請窓口

各県税事務所の収納窓口

●申請の際に必要なもの

- ・代理人の方は、委任状または代理権授与通知書
- ・領収書（納税後すぐに申請する場合）
- ・証明書が必要な方のマイナンバーに係る番号確認書類
- ・窓口に来られる方の写真付本人確認書類

●証明手数料

証明事項1件につき400円

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

車検時の納税証明書の提示は省略できます。

国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステム連携により、自動車税の納税確認は電子化されております。

ただし、納税後すぐに継続検査を受検する場合は、納付情報がシステムに反映するまで数日かかりますので、今までどおり納税証明書の提示が必要です。

自動車税の納税証明書に＊印の表示があるのは、前年度までの自動車税（旧自動車税種別割を含む）の本税または延滞金に未納があるためです。

＊印の表示がある自動車税の納税証明書では車検に使用することができませんので、納税されたうえで交付申請してください。

この納税証明書は車検の時以外には使用できませんので、所有権留保解除、移転、抹消などの目的で必要とされる場合は、一般用納税証明書を申請してください。

●申請窓口

- ・各県税事務所の収納窓口
- ・東福岡、北九州東、久留米、飯塚・直方県税事務所の分室

●申請の際に必要なもの

- ・自動車検査証の写し
- ・領収書（納税後すぐに申請する場合）
- ・窓口に来られる方の写真付本人確認書類

●証明手数料

無料